



やましな 通信 4月号



2019年

やましな訪問看護リハビリステーション

WWW://yamashina-ho.com/ ☎ 050-6865-7757

いざという時に自分を守りみんなを安心させる成年後見制度 第4回介護セミナー開催



辻章嗣講師

「認知症のリスクに備える」シリーズの2回目の介護セミナー「成年後見制度の仕組みと活用の仕方」が3月15日、金曜日の夕方6時より行われました。会場のヤマシナ商事会議室には、地元のケアマネージャーや看護師、十数名が出席し、講師はおなじみの社会保険労務士の辻章嗣氏が担当しました。

出席者の中には、実際の問題として、身寄りのない、あるいは身寄りがないにもかかわらず疎遠な関係でしかない認知症患者を担当されているケアマネージャーや看護師がいて、熱心に講師の話に耳を傾けていました。

辻講師は、前回のセミナー「民事信託」を受けて、もっぱら「法定成年後見」に焦点を絞り、その仕組みと、相談窓口、申請手続き、必要な書類、費用なども含めた活用の仕方を事例を交えてわかりやすく解説しました。

成年後見制度は、2000年の介護制度が始まった年に施行され、地域包括支援制度とともに介護制度を支える両輪として位置づけられていて、年々その利用者は増え続けています。

成年後見制度は、精神上的の障害・知的障害または高齢等の事由により判断能力が衰えた人を支援・保護する制度です。その基本理念は、①自己決定の尊重、すなわち支援や保護にあたっては、本人の意志を尊重すること、②残存能力の活用、すなわち本人の能力を極力活かすこと、③ノーマライゼーション、可能な限り社会の一員として生活することを旨とする、ということです。

成年後見の役割は大きく分けると2つあり、一つは医療や施設の入退所などの事項に関する「身上監護」、もう一つは預貯金や不動産などの「財産管理」です。しかし成年後見人は、婚姻や離婚、遺言等の代理をすることや、病院や施設の入居時の身元保証人等になること、手術や延命処置について同意すること、また本人が亡くなった後の代理も出来ません。この辺が、実際のケースとして後見人の頭を悩ませている問題となっており、状況に応じて柔軟に対処しているのが実情だそうです。

成年後見人等の役割

区分	内容
身上 監護	① 医療に関する事項
	② 住宅確保に関する事項
	③ 施設の入退所及び処遇の監視・意義申立に関する事項
	④ 介護・生活に関する事項
	⑤ 教育・リハビリに関する事項等
財産 管理	① 所有する財産の把握
	② 預貯金・不動産等の管理
	③ 入出金の計画、入金の管理及び各種支払
	④ 入出金の記録等

※食事の世話や実際の介護などは、成年後見人等の職務外



裏面に続く

「やましな」おすすめのお店

中華 七福【ちゅうか しちふく】

西白井駅から徒歩10分程、南口方面へ191号線沿いにある中華料理店「七福」さんに行ってきました。

メニューは豊富で、比較的リーズナブル。人気のメニューはマーボー豆腐定食やレバニラ炒め定食、豚肉生姜焼き定食など、看板が出ていました。ランチタイムには限定のセットメニューがあり、今日はBセットを注文しました。店員はご夫婦できりもりされている様でした。店内空いていたこともあってか、5分程の待ち時間で料理がきました。ラーメンは醤油ベースで昔ながらのラーメンといった味でした。チャーハンと餃子もありボリュームは十分で、美味しかったです。

金曜日はラーメンDAYがあり、単品ラーメン430円のところ300円になるそうです。ぜひ食べてみるにはいかがでしょうか。 AS

「中華 七福」白井市根1029-43 TEL 047-492-9133

営業時間：11:30~14:00 17:30~22:00

定休日：火曜 席数 テーブル16席 座敷6席 駐車場：あり



西白井駅の南側、鎌ヶ谷方面に向かう191号線沿いにある



お店の中はコンパクトだがテーブル席と座敷で20席以上ある



ランチ限定メニューのBセット、ボリュームたっぷりです950円。昔ながらの醤油ラーメンがチャーハンと餃子にぴったり合う

法定後見を申し立てるまでの流れは図のようになります。

法定後見開始申立てまでの流れ

法定後見の相談	<ul style="list-style-type: none"> 親族、関係者が地域包括支援センター等に相談 必要に応じて市町村に相談
申立人の決定	<ul style="list-style-type: none"> 本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、成年後見人等 福祉をを図るために特に必要があると認めるときは市町村長
本人・親族の状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 本人の心身や日常生活の状況把握と後見登記の有無確認 親族調査を行い申立ての意思確認と良好な関係の構築
診断書の入手	<ul style="list-style-type: none"> 主治医等に診断書の作成を依頼し、判断能力等を把握 診断の結果、補助又は保佐程度の場合は、本人申立を検討
申立類型の決定	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力及び支援内容を勘案して後見、補助、補佐を決定 補助又は保佐の場合は、代理行為、同意行為の範囲を検討
世年後見人等の依頼	<ul style="list-style-type: none"> 出来るだけ成年後見人等の候補者を家庭裁判所に推薦 本人の生活環境や財産状況に応じて専門職や法人等と協議
申立書類の作成	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所に提出する申立書類を作成

法定後見申し立て後の流れは次のようになります。

法定後見開始の申立て後の流れ

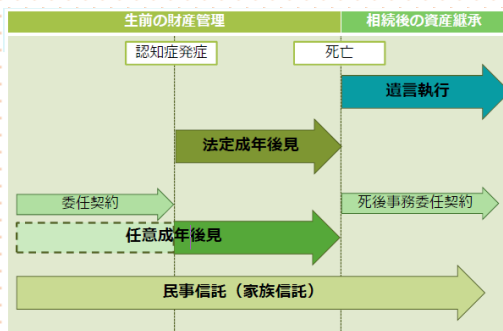
申立て	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所に後見（保佐・補助）開始の申立 申立者：本人、配偶者、四親等以内の親族及び市町村長
審判手続	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所で本人の状況調査、問合せ 必要に応じその判断能力について精神鑑定
審判	<ul style="list-style-type: none"> 申立に対して家庭裁判所が判断
告知・通知	<ul style="list-style-type: none"> 判断（審判）の結果が本人に告知・通知 成年後見人等として選任された者にも告知
審判の確定	<ul style="list-style-type: none"> 不照申立てがなければ告知から2週間後に審判確定
嘱託	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所から法務局に審判の内容を通知
登記	<ul style="list-style-type: none"> 登記ファイルに審判の内容を記録 請求に応じ「登記事項証明書」を発行

申立者は四親等までの親族ですが、身寄りのない場合やあっても困難な場合は、市町村長が申し立人となることができます。

後見人は、親族のほか、司法書士、弁護士など専門職、一般人など誰でもなることは出来ますが、誰になるかは家庭裁判所が決定をします。場合によって、家庭裁判所は後見人の監視役として、後見監督人を置くこともあります。

被後見人の財産を守るための支援制度として、「後見制度支援信託」や「後見制度支援預金」があります。

後見制度と民事信託の違いを時系列的に表すと次のようになります。



成年後見制度が出来てから20年になるようですが、日本成年後見法学会のアンケート調査によれば、制度の利用により、病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能になった、とか、悪質商法による消費者被害からの保護や予防が出来た、経済的な生活基盤が整えられた、などという効果があったという意見が寄せられています。いざという時に自分を守りみんなを安心させる成年後見制度を積極的に活用していきましょう。



やましな

おすすめの本

「在宅無限大」村上靖彦 医学書院 2,000円

ぶらりと入った本屋で偶然手にとって読んだ本です。『現代日本の訪問看護師は、いったんは失われた自宅における看取りを、医療技術が進んだことを背景に、よい死に方を再発明しつつある』という一節に思わず引き込まれて買い求め、最後まで読んでしまいました。

訪問看護に携わる方はもちろん、ケアマネージャーや在宅医療を受けている方の家族をはじめ、将来当事者となる若い方にもぜひ読んでいただきたい本だと思います。

筆者は精神分析が専門の大学教授、というといかにも堅苦しい本だと思ってしまうのですが決してそうではありません。研究者として、何人かの訪問看護師をインタビューし、実際に訪問現場にも立会い、訪問看護師の目線で在宅医療の意義を考え、共鳴した部分を、六人の訪問看護師の言葉をもとにまとめたものです。

筆者は、インタビューから導き出した訪問看護師の役割を、1. 快適さと安楽を生み出すこと、2. 小さな願いを聞きだし実現すること、3. 病や死をめぐる困難な状況を引き受けて応答すること、にまとめています。この3つの側面から、在宅看護にしっかりと向き合っている看護師の生の声を、共感を持って紹介しています。そこには、困難に押しつぶされることなく主体的に患者や家族を支える明るくて前向きな姿があります。時には、技術で家族と患者の間を取り持ち、時には能動的に、時には受動的に患者や家族に向き合い、触媒となって在宅看護を支える訪問看護師の役割はまさに無双無限です。

TK

ステーションの近況

医療スタッフ



看護師 9名
理学療法士 4名
作業療法士 2名
言語聴覚士 2名



3月末日現在

TEL 050-6865-7757
FAX 050-6865-7758
MAIL yamashina.houmon@yamashina-ho.com
ADDRESS 〒273-0123 鎌ヶ谷市南初富6-5-65

やましな
訪問看護 リハビリステーション

(事業所番号：1262690089)